

独立行政法人国立健康・栄養研究所
平成14年度外部評価委員会報告書

- 平成15年度計画の事前評価について -

平成15年3月31日

はじめに

独立行政法人国立健康・栄養研究所における「平成15年度計画」を評価するため、平成15年3月17日に外部評価委員会が開催された。

本報告書は、本委員会における意見を取りまとめ、今後の独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究業務等のあり方についての提言を行うものである。

1. 平成14年度における組織運営

国立健康・栄養研究所は、平成13年4月1日より厚生労働省が所管する国立試験研究機関から、独立行政法人へと移行した。法人化後初年度となる平成13年度においては、研究所の設置目的に照らし、「公衆衛生の向上及び増進」に寄与すべく、(1)国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究、(2)国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究、(3)食品についての栄養生理学上の調査及び研究を中心として研究業務が実施された。

平成14年4月1日には、国立試験研究機関の再構築に伴う国立公衆衛生院から定員の移管を機に組織再編が行われ、研究・業務機能の強化を図り、社会的ニーズ及び行政ニーズ(国際的な観点も含む。)に適時対応することを目的として、国際・産学共同研究センターが設置された。このように、平成14年度においては、平成13～17年度の5カ年間の業務目標である「中期目標」を遂行するための組織が整った。そして、平成13年度の業務運営に対する本委員会及び厚生労働省独立行政法人評価委員会並びに政策評価・独立行政法人評価委員会からの評価等を踏まえ、より改善され、発展された形で業務が実施されたところである。

法人化初年度、すなわち平成13年度の業務実績に対する各評価委員会からの評価については、平成14年度途中に提示されたことから、評価結果の業務運営への反映は、主として平成14年度後半以降に進めら

れ、「平成15年度計画」において具体的な計画が明示された。本評価委員会では、この「平成15年度計画」に対する事前評価を行い、より良い業務運営のための助言を行ったので、以下にその内容を報告する。

2. 「平成15年度計画」における新規あるいは重点的なとり組み

「平成15年度計画」では、各評価委員会からの意見、社会的ニーズ及び行政ニーズの変化等を踏まえ、特に、以下の事項に関して、新規あるいは重点的に取り組むこととなっている。

- 1) 行政ニーズ、社会的ニーズに適時対応するための新規研究プロジェクトの実施
日本人の食事摂取基準（栄養所要量）の第7次改定に資する科学的根拠の提示（エネルギー消費量、文献の系統的レビュー）
“テーラーメイド一次予防”を目指した生活習慣病の易罹患性遺伝子解析
いわゆる健康食品による健康危害の防止や適切な利用を目指した安全性情報ネットワークの構築
- 2) 業務運営の効率化のためのとり組み
業務及びプロジェクト担当リーダーの部長会議への参加
「平成15年度計画具体的実施計画」の作成
「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に基づく研究者の採用
特別研究員の採用や研究費の再配分等による業務への適切かつ柔軟な資源の配分
「研究施設・設備の相互利用等の推進」に基づく、研究資源の効率的な活用
- 3) 研究成果の積極的な普及及び活用のためのとり組み
「独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者（NR）」の養成
民間企業との交流の推進
研究所ホームページの充実（「Q & Aコーナー」等）
健康、栄養、食品に関する電話相談の充実
一般の人々を対象とした公開セミナーの充実
中学校等からの研究所見学等への対応
「独立行政法人国立健康・栄養研究所における知的財産権取得戦略及び技術移転等について」の策定と実施
諸外国との研究交流の促進（「アジア地域栄養学研究ネットワーク」（仮称）の構築、WHO 協力センターの設立準備）

3. 「平成15年度計画」の実施にあたって

研究所から提示された「平成15年度計画」は、研究所の設置目的、中期目標及び中期計画、並びに各評価委員会からの意見等と照らし合わせ妥当なものであり、研究所の業務運営をより効率化し、「公衆衛生の向上及び増進」に資する研究成果を得るために、その確実な実行が期待される。さらに、研究業務の一層の発展を目指して、以下の事項を留意し、「平成15年度計画」を実施することが望まれる。

1) 研究業務の評価及び運営について

研究所全体の論文発表等の目標の設定や業績として提示する際には、単純な数だけではなく、職員当たりの数やインパクトファクター等の質的な考慮も必要である。

研究者及びプロジェクトの評価の際には、独立行政法人としての性格上、中期計画中の目標達成が強く求められるため、比較的短期的な成果を重視しなければならないが、一方では独創的・萌芽的研究等を通じて、息の長い研究を行うことができるよう配慮することも大切である。

2) 研究業務を推進するための人的資源について

中期計画の「職員の人事に関する計画」における人員に係わる指標として、中期計画終了時までには3名の減員を行うこととされている。しかし、制度的には国家公務員の定数枠への拘束は無いので、独立行政法人としての運用上のメリットを生かして、予算の範囲内で常勤職員（特に若手の研究職員）を雇用し、研究業務の活性化のために必要な人的資源を確保することが必要である。

健康増進法や食品安全法等の新しい法律によって、業務量の増大が予想される際には、それに見合う人員の要求等を行うことも必要である。

新しいプロジェクトを立ち上げる際には、研究者個人に過剰な業務負担とならないよう、マンパワー、研究費等の配分を工夫する

必要がある。

プロジェクト研究そのものから、優れた研究業績を生み出すように、研究者の研究に対する考え方を転換することも大切である。研究職員については、原則的に任期付採用とされているが、特に室長以上では実質的な再任等、優秀なマンパワーを確保するための工夫も必要である。

3) 基礎研究と応用研究の調和及び外部機関との連携について

独創的・萌芽的研究といった基礎的な研究は、本研究所にとって重要な部分であり、より一層重点的に取り組むとともに、国立国際医療センター等の外部研究機関、大学・大学院との連携を通じて、応用研究へと展開させることも大切である。

食品安全基本法への対応を含め、いわゆる健康食品に関する安全性と有効性の評価やモニタリングに関しては、国立医薬品食品衛生研究所との連携を図りながら充実させていくことが重要である。

4) 特許等、知的財産取得について

特許については、申請・維持等にかかるコストを勘案すると、数を多くとれば良いというものではなく、それぞれの研究機関の性質や研究領域に応じて、柔軟な姿勢が必要とされる。

ただし、特許等の取得は、研究成果を社会に還元させるという点からは重要であり、その点について研究者の認識を高め、インセンティブを与えるために、研究者の評価の際に十分な考慮をする等の工夫が必要である。

さいごに

これらの意見等を踏まえ、平成15年度計画を確実に実行に移していくとともに、中期的な視点からは、独立行政法人としての組織のあり方、業務の方向性等についても適宜見直し、国民のニーズにより良く応えることの出来る研究所として、発展して行くことを期待する。

外部評価委員会 名簿 (50音順)

- 五十嵐 脩 (茨城キリスト教大学教授
厚生労働省独立行政法人評価委員会委員)
- 上畑 鉄之丞 (聖徳大学教授)
- 香川 芳子 (女子栄養大学学長)
- 葛谷 信明 (国立国際医療センター代謝内分泌科医長)
- 栗原 敏 (東京慈恵会医科大学学長)
- 坂本 元子 (和洋女子大学教授
厚生労働省独立行政法人評価委員会委員)
- 鈴木 建夫 (独立行政法人食品総合科学研究所理事長)
- 米谷 民雄 (国立医薬品食品衛生研究所食品部長)
- 南 砂 (読売新聞社編集局解説部次長)

: 委員長